

児童発達支援事業に係る自己評価結果公表

公表日：令和 6 年 12 月 5 日

事業所名：ハビリテーリングセンターvivre

児童発達支援

事業所職員及び保護者の方の御意見を踏まえ、自己評価の結果を公表します。

評価を踏まえて、事業所の運営における課題点及び改善すべき点を確認し、今後の運営に活かしていきます。

区分	チェック項目	事業所の現状評価				保護者の方の評価				評価を踏まえた改善内容・改善目標
		はい	どちらともいえない	いいえ	工夫した点、改善点	はい	どちらともいえない	いいえ	わからない	
環境・体制整備	1 利用定員に応じた指導訓練室等スペースの十分な確保	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>				
	2 職員の適切な配置	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>				
	3 本人にわかりやすい構造、バリアフリー化、情報伝達等に配慮した環境など障がいの特性に応じた設備整備	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>				
	4 清潔で、心地よく過ごせ、子ども達の活動に合わせた生活空間の確保	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>				
業務改善	1 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)への職員の積極的な参画	<input type="radio"/>				/	/	/	/	
	2 第三者による外部評価を活用した業務改善の実施		<input type="radio"/>		必要に応じて、第三者委員会による評価を行っています。	/	/	/	/	
	3 職員の資質の向上を行うための研修機会の確保	<input type="radio"/>			外部の研修会への参加(zoom等)や、部署内の勉強会を適宜行っています。	/	/	/	/	

区分	チェック項目	事業所の現状評価				保護者の方の評価					評価を踏まえた改善内容・改善目標
		はい	どちらともいえない	いいえ	工夫した点、改善点	はい	どちらともいえない	いいえ	わからない	保護者の方のご意見	
適切な支援の提供	1 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の作成	○				○					
	2 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画における子どもの支援に必要な項目の設定及び具体的な支援内容の記載	○				○					
	3 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせた児童発達支援又は放課後等デイサービス計画の作成	○			子どもの年齢・発達・身体状況に合わせて、個別・集団の活動を支援計画にしています。	/	/	/	/		
	4 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画に沿った適切な支援の実施	○				○					
	5 チーム全体での活動プログラムの立案	○				/	/	/	/		
	6 活動プログラムが固定化しないような工夫の実施	○				○					
	7 平日、休日、長期休暇に応じたきめ細やかな支援	○			一人一人の特性にそった課題を設定し行っています。	/	/	/	/		
	8 支援開始前における職員間でその日の支援内容や役割分担についての確認の徹底	○				/	/	/	/		
	9 支援終了後における職員間でその日行われた支援の振り返りと気付いた点などの情報の共有化		○		毎朝の事業所全体での申し送りの後、各部所での会を行いその日の流れを確認しています。また、夕方の掃除終了後にも振り返りと申し送りを行っています	/	/	/	/		
	10 日々の支援に関しての正確な記録の徹底や、支援の検証・改善の継続実施	○			利用時の連絡帳に支援の内容を時系列に記載し、スタッフ間で確認しています。	/	/	/	/		
	11 定期的なモニタリングの実施及び児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の見直し	○			支援専門員や保護者からの情報を通して変化していくニーズを把握し、見直しを行っています。	/	/	/	/		

区分	チェック項目	事業所の現状評価			保護者の方の評価					評価を踏まえた改善内容・改善目標
		はい	どちらともいえない	いいえ	はい	どちらともいえない	いいえ	わからな	い	
関係機関との連携	1 子どもの状況に精通した最もふさわしい者による障害児相談支援事業所のサービス担当者会議への参画	○			支援専門員に呼びかけ、モニタリング開催時には保護者と共に参加し、情報を共有できるようにしています。	/	/	/	/	
	2 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援の実施	○			子どもの状態に変化があった時は、病院連携室と連携し、ケア内容や状態の把握に努めています。また、児童発達～就学時に移行する時にはケア記録を作成し支援学校と密に連携しています。	/	/	/	/	
	3 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制の整備	○			医療ケアに対する「指示書」を主治医から頂き、毎月ケアの「報告書」を事業所から主治医に提出しています。	/	/	/	/	
	4 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所からの円滑な移行支援のため、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校(小学部)等との間での支援内容等の十分な情報共有		○		支援学校とは情報共有に努めていますが、現在保育園や幼稚園、小学校とは連携や情報共有している事例はありません。	/	/	/	/	
	5 他の障害福祉サービス事業所等への円滑な移行支援のため、それまでの支援内容等についての十分な情報提供	○			児童発達～放課後等デイサービスへの移行時は、1～2ヶ月の移行期間を設け対応しています。	/	/	/	/	
	6 児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携や、専門機関での研修の受講の促進		○		地域の学校から支援学校に移る子どもに関しては、教育委員会で作成している「サポートファイル」を通して連携しています。	/	/	/	/	
	7 児童発達支援の場合の保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、放課後等デイサービスの場合の放課後児童クラブや児童館との交流など、障がいのない子どもと活動する機会の提供			○		○				・今現在は交流する機会は設けておりません。今後に関しては感染症の流行状況をみて検討していきたいと思います
	8 事業所の行事への地域住民の招待など地域に開かれた事業の運営		○		地域子ども会への夏休み時のラジオ体操への場所の提供を行っています。各感染症の流行のため地域の方々との交流は控えさせて頂きました。	/	/	/	/	

区分	チェック項目	事業所の現状評価				保護者の方の評価					評価を踏まえた改善内容・改善目標
		はい	どちらともいえない	いいえ	工夫した点、改善点	はい	どちらともいえない	いいえ	わからない	保護者の方のご意見	
保護者への説明責任・連携支援	1 支援の内容、利用者負担等についての丁寧な説明	○				○					
	2 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画を示しながらの支援内容の丁寧な説明	○				○					
	3 保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対するペアレント・トレーニング等の支援の実施	○				○					
	4 子どもの発達の状況や課題について、日頃から保護者との共通理解の徹底	○				○					
	5 保護者からの子育ての悩み等に対する相談への適切な対応と必要な助言の実施	○				○					
	6 父母の会の活動の支援や、保護者会の開催による保護者同士の連携支援		○						○		・毎年の年度末には「お別れ会」を兼ねた保護者の交流会を行っていましたが、コロナ禍ということもあり、昨年度はアンケートのみ実施し、会そのものは行っていません
	7 子どもや保護者からの苦情に対する対応体制整備や、子どもや保護者に周知及び苦情があった場合の迅速かつ適切な対応	○							○		・苦情やご意見があった場合は管理者に報告、協議し、スタッフ全員で共有するようにしています
	8 障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮	○				○					
	9 定期的な会報等の発行、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報についての子どもや保護者への発信		○			○					
	10 個人情報の取扱いに対する十分な対応	○				○					

区分	チェック項目	事業所の現状評価				保護者の方の評価					評価を踏まえた改善内容・改善目標
		はい	どちらともいえない	いいえ	工夫した点、改善点	はい	どちらともいえない	いいえ	わからない	保護者の方のご意見	
非常時等の対応	1 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルの策定と、職員や保護者への周知徹底	○				○					
	2 非常災害の発生に備えた、定期的に避難、救出その他必要な訓練の実施	○				○					・放課後等ディサービスの長期休業時に合わせ、vivre全体の非常災害に備えた避難訓練を行っています。また今後はその内容を施設内の見やすい場所に掲示したいと思います。
	3 虐待を防止するための職員研修機会の確保等の適切な対応	○			勉強会を開くと共に、療育ルームに掲示しています。	/	/	/	/	/	
	4 やむを得ず身体拘束を行う場合における組織的な決定と、子どもや保護者に事前に十分に説明・了解を得た上で児童発達支援計画又は放課後等ディサービス計画への記載	○			毎年年度初めに、身体拘束への説明を行い、保護者からの同意書を頂いています。	/	/	/	/	/	
	5 食物アレルギーのある子どもに対する医師の指示書に基づく適切な対応	○			利用時のアセスメント時に保護者から食物アレルギーの有無や、内服薬服用中の摂取してはいけない食べ物等の情報を聞き取りスタッフ間で情報共有しています。(現在食物アレルギーの方はいません)	/	/	/	/	/	
	6 ヒヤリハット事例集の作成及び事業所内の共有の徹底	○			ヒヤリハット事例が発生した時は、法人の様式に記入しスタッフ全員が確認するようにしています。	/	/	/	/	/	